

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年1月30日以降適用)
	第VI編 市場単価	
	第2章 市場単価	6-1
	① 共通事項	6-1
	1 市場単価の定義	6-1
	2 市場単価方式による積算	6-1
	3 市場単価適用にあたっての留意事項	6-2
	② 各工種の留意事項	6-3
	1 鉄筋工	6-3
	2 区画線工	6-4
	3 高視認性区画線工	6-5
	4 インターロッキングブロック工	6-5
	5 防護柵設置工	6-6
	6 法面工	6-7
	7 道路植栽工	6-8
	8 橋梁塗装工	6-8
	9 橋梁用伸縮継手装置設置工	6-9
	10 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	6-9
	11 構造物とりこわし工	6-9
	12 薄層カラー舗装工	6-10
	13 道路標識設置工	6-10
	14 公園植栽工	6-11
	15 道路付属物設置工	6-11
	16 吹付砕工	6-12
	17 コンクリートブロック積工	6-12
	18 軟弱地盤処理工	6-13
	19 排水構造物工	6-13
	20 橋面防水工	6-14
	21 グルーピング工	6-14
	22 鉄筋挿入工(ロックボルト工)	6-14
	23 コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)	6-14



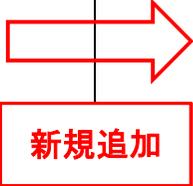
標準単価移行にともない、第VI編 市場単価の2区画線工、3高視認性区画線工、19排水構造物工の3工種は廃止

※読み替え表に新規追加する標準単価の項目も一部追加しました。

目次

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年1月30日以降適用)
目次	15 道路付属物設置工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-11 16 吹付砕工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-12 17 コンクリートブロック積工・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-12 18 軟弱地盤処理工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-13 19 排水構造物工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-13 20 橋面防水工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-14 21 グルーピング工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-14 22 鉄筋挿入工(ロックボルト工)・・・・・・・・・・・・ 6-14 23 コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) 6-14	15 道路付属物設置工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-11 16 吹付砕工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-12 17 コンクリートブロック積工・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-12 18 軟弱地盤処理工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-13 19 排水構造物工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-13 20 橋面防水工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-14 21 グルーピング工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-14 22 鉄筋挿入工(ロックボルト工)・・・・・・・・・・・・ 6-14 23 コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) 6-14
	<p style="text-align: center;">第VII編 標準単価</p> ① 共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-1 1 標準単価の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-1 2 標準単価方式による積算・・・・・・・・・・・・ 7-1 3 標準単価適用にあたっての留意事項・・・・・・・・ 7-1 ② 適用範囲、施工単価入力基準表等・・・・・・・・ 7-2 1 区画線工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-2 2 高視認性区画線工・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-9 3 排水構造物工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-15	



平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

2 区画線工

(1) 適用にあたっての留意事項

1) 施工規模の取扱い

施工規模は、溶融式、ペイント式(庫載式)各々1工事における全体数量で判定する。

イ) 溶融式は、1工事における溶融式の合計数量(実線15cm換算)で判定する。

ロ) ペイント式は、1工事におけるペイント式の合計数量(実線15cm換算)で判定する。

2) 仮区画線(引を取対象としない区画線)の積算について

イ) 工事期間中における交通の切り回しの必要性から設置する区画線(以下「仮区画線」と言う)の積算は市場単価によるものとし、常置式を標準とする。

ロ) 仮区画線は仮設工に計上する。

(2) 変更設計時の取扱い

変更設計(増減工)時の取扱いについては、下表のとおりとする。

水性タイプについては、気象条件等により溶剤タイプに変更し施工する場合は設計変更すること。

1) 総包契約の場合

区 分		積 算 の 考 え 方		
事 項	施工種別	単価適用日	加 算 率 の 扱 い	備 考
積算及び変更	同一	既契約時点	既契約時点と同じ	施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない
	新	変更指示時点	変更新施工方法の数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	
新規施工箇所及び追加工事による変更		変更指示時点	追加工事数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	変更指示時点が同時の場合の加算率の適用は、合計数量による加算率を適用する

(注) 1. 同一とは、例えば、当初が溶融式で変更時にも溶融式で施工する場合をいう。

2. 新とは、例えば、当初が溶融式で変更でペイント式を増工した場合をいう。

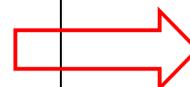
3. 新規施工箇所及び追加工事の取扱いについては、「積算基準〔1一般土木〕市版 第1編 第2章 ④ 4 変更設計における留意事項」による。

2) 単包契約の場合

区 分		積 算 の 考 え 方		
事 項	施工種別	単価適用日	加 算 率 の 扱 い	備 考
積算及び変更	同一	既契約時点	既契約時点と同じ	施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない
	新	変更指示時点	変更新施工方法の数量を施工規模としそれに応じた加算率を適用する	

(注) 1. 同一とは、例えば、当初が溶融式で変更時にも溶融式で施工する場合をいう。

2. 新とは、例えば、当初が溶融式で変更でペイント式を増工した場合をいう。



削除

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年1月30日以降適用)																						
6-5	<p>3 高規格防災道路工</p> <p>(1) 適用にあたっての留意事項</p> <p>1) 施工規模の取扱い</p> <p>施工規模は、リブ式(道路式)、リブ式(橋梁式)、非リブ式(道路式)、歩道式に分け、各々1工事における合計数量で決定する。</p> <p>イ) リブ式(道路式)は、1工事におけるリブ式(道路式)の合計数量(数量1000積算)で決定する。</p> <p>ロ) リブ式(橋梁式)は、1工事におけるリブ式(橋梁式)の合計数量(数量1000積算)で決定する。</p> <p>ハ) 非リブ式(道路式)は、1工事における非リブ式(道路式)の合計数量(数量1000積算)で決定する。</p> <p>ニ) 歩道式は、1工事における歩道式の合計数量(数量1000積算)で決定する。</p> <p>(2) 材料変更時の取扱い</p> <p>材料変更(運搬工)時の取扱いについては、従前と同じとする。</p>	 																						
6-13	<p>3 排水施設工</p> <p>(1) 適用にあたっての留意事項</p> <p>1) 施工規模の取扱い</p> <p>施工規模は、1工事における排水施設(設置)の全施工量により決定する。</p> <p>(2) 材料変更時の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="315 1038 1066 1310"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="3">積 算 の 考 え 方</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>施工種別</th> <th>算定適用は</th> <th>加 算 率 の 取 扱 い</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">積算及び変更</td> <td>同一</td> <td>従前の積算</td> <td>従前の積算と同じ</td> <td rowspan="2">施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>変更後の積算</td> <td>変更後の積算を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する</td> </tr> <tr> <td>新規施工種別及び追加工事による変更</td> <td></td> <td>変更後の積算</td> <td>追加工事数量を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する</td> <td>変更後の積算が従来の積算の適用は、合計数量による加算率を適用する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 同一とは、例えば、当初が1型設備で変更時においても1型設備である場合をいう。 2. 新とは、例えば当初が1型設備であったものが、変更により別の型設備で施工する場合をいう。</p>	区 分	積 算 の 考 え 方			事 項	施工種別	算定適用は	加 算 率 の 取 扱 い	備 考	積算及び変更	同一	従前の積算	従前の積算と同じ	施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない	新	変更後の積算	変更後の積算を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する	新規施工種別及び追加工事による変更		変更後の積算	追加工事数量を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する	変更後の積算が従来の積算の適用は、合計数量による加算率を適用する	 
区 分	積 算 の 考 え 方																							
事 項	施工種別	算定適用は	加 算 率 の 取 扱 い	備 考																				
積算及び変更	同一	従前の積算	従前の積算と同じ	施工規模の適用で加算率が変化しても加算率の変更は行わない																				
	新	変更後の積算	変更後の積算を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する																					
新規施工種別及び追加工事による変更		変更後の積算	追加工事数量を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する	変更後の積算が従来の積算の適用は、合計数量による加算率を適用する																				



第2章 標準単価

① 共通事項

1 標準単価の定義

標準単価とは、標準的な工法による施工単位当たりの工事費で、工事業者の実行予算に基づき、調査により得られた材料費、歩掛等によって算定した単価である。

2 標準単価方式による積算

工事を発注する際の積算は、基本的に施工パッケージ型積算方式・歩掛による積上げ方式で実施されている。これに対して標準単価方式による積算は、施工パッケージや歩掛を用いて積算するのではなく、標準的な工法による施工単位当たりの標準単価を用いて積算するものである。
標準単価方式により積算する工種については、積算基準書のとおりとする。

3 標準単価適用にあたっての留意事項

- (1) 一般工事と同様に標準単価を適用するもの
 - イ) 冬期工事における労務費の補正が適用される工事
 - ロ) 時間的制約を受ける工事および時間的制約を著しく受ける工事
- (2) 見積等別途考慮するもの
 - イ) ダム積算において特殊手当てが適用される工事
 - ロ) 標準単価適用工種において規格・仕様等が適合しないもの

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-2



新規追加

② 適用範囲、施工単価入力基準表

1 区画線工

1. 適用範囲

本資料は、標準単価方式による、区画線工に適用する。

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。
- (2) 設置作業のうち、溶融式(手動)、溶剤型及び水性型ペイント式(車載式)。

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
- (2) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- (3) 設置作業のうち、ペイント式(手動)の場合。(ただし、北海道特殊規格において一部適用可)
- (4) コンクリート舗装の上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。
- (5) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 (溶融式)	○	○	×

- (注) 1. 単価には、雑器具の費用を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 (ペイント式)	○	○	×

- (注) 1. 単価には、雑器具の費用を含む。
- 2. 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。
- 3. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (削取り式)	○	○	/

- (注) 1. 単価には、雑器具の費用を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

平成30年1月4日以降適用

7-2

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

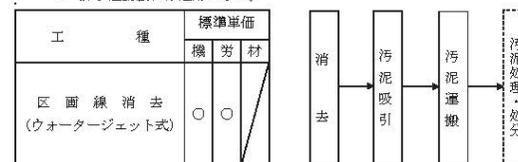
改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-3



新規追加

3. 消去後のペーパー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
5. 排水性舗装には適用しない。



- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

2-2 標準単価の規格・仕様
区画線工の標準単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 区画線設置(熔融式・手動)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量			
		供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間
実線	15cm m	1,000	950	1,100	1,050
	20cm m	925	879	1,020	967
	30cm m	625	594	688	653
	45cm m	550	523	605	575
破線	15cm m	900	855	990	941
	20cm m	825	784	908	862
	30cm m	550	523	605	575
	45cm m	500	475	550	523
ゼブラ	15cm m	850	808	935	888
	20cm m	775	736	853	810
	30cm m	525	499	578	549
	45cm m	450	428	495	470
矢印・記号・文字	15cm換算 m	400	380	440	418

- (注) 1. 塗布厚は1.5mm以下とする。
2. 線色は白色又は黄色とする。
3. 破線は塗布延長とする。
4. 矢印・記号・文字は所要材料換算量とし、熔融式に限り適用出来る。
また、自転車マークのように構成する線幅が10cm未満の矢印・記号・文字及び、シール等の貼付け式には適用出来ない。

表2.2 区画線設置(ペイント式・車載式)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量	
		供用区間	未供用区間
溶剤型・水性型 (加熱式・常温式)	実線 15cm m	3,000	3,830
	破線 15cm m	2,500	3,190
	30cm m	2,000	2,550

- (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。
2. 破線は塗布延長とする。

平成30年1月4日以降適用

7-3

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-4



表2.3 区画線消去

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
削取り式	15cm換算	m	300
	溶融式	15cm換算	m
ウォータージェット式	15cm換算	m	600
	ペイント式	15cm換算	m

(注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去は削取り式を標準とする。
2. 排水性舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去はウォータージェット式とする。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様	記号	適用基準	備考
排水性舗装に施工する場合	K ₁	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
未供用区間に施工する場合	K ₂	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区分	記号	区画線設置		区画線消去	
		溶融式	ペイント式	削取り式	ウォータージェット式
排水性舗装に施工する場合	K ₁	1.05	-	-	-
未供用区間に施工する場合	K ₂	0.91	0.79	-	-

(注) 1. 排水性舗装に施工する場合の補正係数(K₁)は、溶融式(手動)による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また、ペイント式は舗装の種類に関係なく適用できる。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + 材料費(注2)

(注1) 設計単価 = 標準単価(機械・労務) × (K₁ × K₂)

(注2) 材料費 = 主材料単価 × 使用数量 × (1 + 材料諸雑費率)

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費率は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

溶融式: 0.05 ペイント式: 0.03

< 施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合 >

- 1日未満で完了する場合(施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合)は、「積算基準〔1一般土木〕 県版第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。
- ペイント式(車載式)で、表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で判定する。
- 区画線消去(ウォータージェット式)で、施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は、実施工量にかかわらず、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。(SWB821230)

平成30年1月4日以降適用

7-4

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表3.1 施工場所区分

区 分	工 事 種 別
供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事
	現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事
	交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事
	交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事
未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。
- (5) 溶融式(手動)における横断線はゼブラを適用する。
- (6) 溶融式(手動)の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。
 所要材料換算長(m) = 設計数量(塗布面積(m²)) ÷ 0.15 × 1.20 (重複施工ロス分)
 ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。
- (7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線(平行四辺形)は、矢印・記号・文字を適用する。
- (8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。
- (9) 仮区画線(引き取り対象としない区画線)の積算について
 イ) 工事期間中における交通の切り回しの必要性から設置する区画線(以下「仮区画線」と言う)の積算は標準単価によるものとし、常温式を標準とする。
 ロ) 仮区画線は仮設工に計上する。

7-5



新規追加

平成30年1月4日以降適用

7-5

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-6



【参考】

区画線工で使用する一般的な材料仕様		
規格・仕様	種別	施工方式
JIS K 5665 1種 A	トライフックペイント常温型	ペイント式水性型
JIS K 5665 1種 B	トライフックペイント常温型	ペイント式溶剤型
JIS K 5665 2種 A	トライフックペイント加熱型	ペイント式水性型
JIS K 5665 2種 B	トライフックペイント加熱型	ペイント式溶剤型
JIS K 5665 3種	トライフックペイント溶融型	溶融式
JIS R 3301 1号	ガラスビーズ	多方式に合わせて使用
トライフックペイント接着用	プライマー	溶融式

標準的な材料使用量

●溶融式(手動)

1,000m当たり

名称	区分	単位	実績				破線				ゼブラ				15cm換算
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	
塗料	厚1.5mm (厚1.0mm)	kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)
	厚1.5mm 排水性舗装 (厚1.0mm)	kg	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)
ガラスビーズ	JIS R 3301 1号	kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
プライマー	トライフックペイント常接着用	kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
	供用区間	ℓ	44	48	71	80	49	54	80	88	52	57	84	98	110
	排水性舗装	ℓ	46	50	74	84	51	56	84	93	54	60	89	103	116
	未供用区間	ℓ	40	43	65	73	44	49	73	80	47	52	77	89	100
軽油	排水性舗装で未供用区間	ℓ	42	46	68	77	47	52	77	84	50	55	81	94	105

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。
※プロパンガス等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の5%を計上する。

●ペイント式(車載式)

1,000m当たり

名称	区分	単位	実績	破線	
			15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	ℓ	70	70	140
	常温式で施工する場合	ℓ	50	50	100
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78
軽油	未供用区間に施工する場合	ℓ	34	41	51
		ℓ	27	32	40

※使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。
※プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、燃料)の3%を計上する。

●溶融式(車載式)

1,000m当たり

名称	区分	単位	実績	破線	
			15cm	30cm	15cm
塗料	厚1.2mm (厚1.0mm)	kg	450 (380)	600 (500)	450 (380)
	厚1.2mm 排水性舗装 (厚1.0mm)	kg	450 (380)	600 (500)	450 (380)
ガラスビーズ	JIS R 3301 1号	kg	25	33	25
プライマー	トライフックペイント常接着用	kg	25	33	25
	供用区間	ℓ	39	39	47
	排水性舗装	ℓ	39	39	47
	未供用区間	ℓ	31	31	37
軽油	排水性舗装で未供用区間	ℓ	31	31	37

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。
※プロパンガス等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の5%を計上する。

●区画線消去(削り取り式)燃料使用量

1,000m当たり

名称	単位	15cm換算
軽油	ℓ	67
ガソリン	ℓ	37

●ペイント式(手動式)

1,000m当たり

名称	適用	単位	実績	ゼブラ
			15cm換算	15cm換算
塗料	常温式	ℓ	50	50
ガラスビーズ	JIS R 3301 1号	kg	39	39
	供用区間	ℓ	20	24
軽油	未供用区間	ℓ	18	21
	供用区間	ℓ	2.6	3.1
ガソリン	未供用区間	ℓ	2.4	2.8

※使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。
※プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、燃料)の3%を計上する。

平成30年1月4日以降適用

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

4. 施工単価入力基準表

(1) 区画線設置

施工歩掛コード	SWB821210		施工単位	m										
施工区分	J 1		J 2		J 3		J 4		J 5		J 6		J 7	
	夜間作業の有	無	施工方法	区	分	豪雪補正の有	無	規格・仕様	区	分	時間的制約の有	無	塗布厚	排水性舗装に施工する場合の補正
各種	①有り ②無し		①溶融式手動 ②ペイント式 溶剤型 ③ペイント式 水性型			①有り ②無し		(表41)			①著しく有り ②有り ③無し		①1.5mm ②1.0mm	①無し ②有り

J 8	J 9	J 10	J 11	J 12	J 13
未供用区間の場合の補正	溶融式 塗料規格	ペイント式 塗料規格	塗料区分	プライマー規格	費用の内訳
①無し ②有り	①含有量 15~18% ②含有量 20~23%	①常温 ②加熱	①白 ②黄 ③黒・緑・加ムラー ④各種	①アスファルト舗装 ②エポキシ舗装	①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ

- (注) 1. J 2条件で①を選択した場合は、J 10条件を入力する必要はない。
 2. J 2条件で②、③を選択した場合は、J 6、J 7、J 9、J 12条件を入力する必要はない。
 3. J 2条件で②、③を選択した場合は、J 4条件で②~④、⑥、⑧~⑩を選択することは出来ない。
 4. J 4条件で③を選択した場合の施工量は、所要材料換算長(20%割増)が考慮されているため、塗布面積を15cm換算した延長を入力する。

表4.1 規格・仕様区分

規格・仕様	入力番号	
実線	15cm	①
	20cm	②
	30cm	③
	45cm	④
破線	15cm	⑤
	20cm	⑥
	30cm	⑦
	45cm	⑧
ゼブラ	15cm	⑨
	20cm	⑩
	30cm	⑪
	45cm	⑫
矢印・記号・文字	15cm換算	⑬



新規追加

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-8



新規追加

(2) 区画線消去

施工歩掛コード	SWB821220		施工単位	m						
施工区分	入力条件									
	J 1		J 2		J 3		J 4	J 5	J 6	
各種	夜間作業の有 無		施工方法の区分		豪雪補正の有 無		消去対象物	時間的制約の有 無		費用の内訳
	①有り ②無し		①削取り式 ②ウォーター ジェット式		①有り ②無し		①溶融式 ②ペイント式	①着しく有り ②有り ③無し		①全ての費用 ②機械費 労務費のみ ③材料費のみ

- (注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。
 2. J2条件で①を選択した場合は、J4条件は入力する必要はない。
 3. J2条件で②を選択した場合は、J3、J6条件は入力する必要はない。

(3) 区画線消去(ウォータージェット式)日当たり標準施工量未満

施工歩掛コード	SWB821230		施工単位	式
施工区分	入力条件			
	J 1	J 2		
各種	夜間作業の有 無		消去対象物	
	①有り ②無し		①溶融式 ②ペイント式	

- (注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。

平成30年1月4日以降適用

7-8

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-9



2 高視認性区画線工

1. 適用範囲

本資料は、標準単価方式による、高視認性区画線工に適用する。

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。
- (2) 設置作業のうち、リプ式(溶融式)および非リプ式(溶融式)。

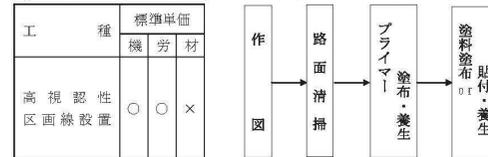
1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) リプ式で突起部(リプ)とライン部の施工が別となる場合。
 - 2) 排水性舗装上への区画線、道路標示の設置・消去の場合。また、コンクリート舗装上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。
- 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 4) 設置作業のうち、2液反応式、貼付式の場合。
- 5) 消去作業のうち、ウォータージェット式の場合。
- 6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

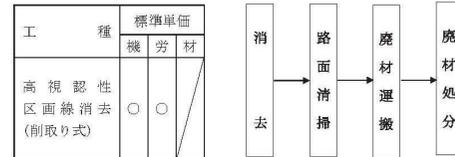
2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 単価には、雑器具の費用を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。



- (注) 1. 単価には、雑器具の費用を含む。
- 2. 消去後のパーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
- 3. 消去後に発生した削りかす及び塵材等の処分費を含む。
- 4. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

平成30年1月4日以降適用

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-10



新規追加

2-2 標準単価の規格・仕様

高視認性区画線工の標準単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 高視認性区画線設置(リブ式・溶融式)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量		
		供用区間	未供用区間	
実線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550

(注) 線色は白色又は黄色とする。

表2.2 高視認性区画線設置(非リブ式・溶融式)

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量		
		供用区間	未供用区間	
実線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550
	45cm	m	425	468
ゼブラ	15cm	m	650	715
	20cm	m	550	605
	30cm	m	400	440
	45cm	m	350	385

(注) 線色は白色又は黄色とする。

表2.3 高視認性区画線消去

規格・仕様	単位	日当たり標準施工量	
高視認性区画線消去(削取り式)	15cm換算	m	300

(注) 貼付式には適用出来ない。

平成30年1月4日以降適用

7-10

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-11



新規追加

2-3 補正係数
(1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様	記号	適用基準	備考
補正係数 未供用区間に 施工する場合	K ₁	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区分	記号	高視認性区画線設置	
		リブ式(溶融式)	非リブ式(溶融式)
補正係数 未供用区間に 施工する場合	K ₁	0.91	0.91

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価(注1) × 設計数量) + 材料費(注2)

(注1) 設計単価 = 標準単価(機械・労務) × (K₁)

(注2) 材料費 = 主材料単価 × 使用数量 × (1 + 材料諸雑費率)

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

リブ式・非リブ式: 0.02

<施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合>

1日未満で完了する場合(施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合)は、「積算基準〔1一般土木〕県版第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表3.1 施工場所区分

区分	工事種別
供用区間	維持修繕工事: 維持修繕工事に伴う区画線工事
	現道拡幅工事等: 現道拡幅工事に伴う区画線工事
	交通安全工事(1種): 交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種): 現道の区画線の補修工事
未供用区間	バイパス工事等: バイパス新設など未供用区間の区画線工事

(2) 非リブ式(溶融式)における横断線はゼブラを適用する。

(3) 歩道部に区画線を設置する場合、高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。

平成30年1月4日以降適用

7-11

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-12



【参考】

標準的な材料使用量

●リブ式(溶融式)

各製品の材料使用量については、物価資料(季刊誌)による。

●リブ式(溶融式)燃料使用量(各製品共通)

1,000m当たり

名称	適用	単位	実線		
			15cm	20cm	30cm
軽油	供用区間	ℓ	59	68	88
	未供用区間		53	62	80
ガソリン	供用区間	ℓ	2.5	2.9	3.8
	未供用区間		2.3	2.7	3.5

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。
 ※プロパンガス等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の2%を計上する。

●非リブ式(溶融式)

各製品の材料使用量については、物価資料(季刊誌)による。

●非リブ式(溶融式)燃料使用量(各製品共通)

1,000m当たり

名称	適用	単位	実線				ゼブラ			
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm
軽油	供用区間	ℓ	59	68	88	104	68	80	110	125
	未供用区間		53	62	80	94	62	73	100	114
ガソリン	供用区間	ℓ	2.5	2.9	3.8	4.5	2.9	3.5	4.8	5.4
	未供用区間		2.3	2.7	3.5	4.1	2.7	3.1	4.3	4.9

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。
 ※プロパンガス等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の2%を計上する。

●区画線消去(削り取り式)燃料使用量

1,000m当たり

名称	単位	15cm換算
軽油	ℓ	67
ガソリン	ℓ	37

平成30年1月4日以降適用

7-12

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-13



4. 施工単価入力基準表
(1) 高視認性区画線設置

施工歩掛コード	SWB21310		施工単位	m										
施工区分	入力条件													
	J 1		J 2		J 3		J 4		J 5		J 6		J 7	
各種	夜間作業の有 無		施工方法の区分		豪雪補正の有 無		規格・仕様区分		時間的制約の有 無		未供用区間の場合の補正		塗布使用量	
	①有り ②無し		①リブ式 ②非リブ式		①有り ②無し		(表4.1)		①著しく有り ②有り ③無し		①無し ②有り		(kg/1000m) (実数入力)	
	J 8		J 9		J 10		J 11		J 12		J 13		J 14	
	ガラスビーズ規格		ガラスビーズ(JIS R 3301 1号)使用量		ガラスビーズ(専用)使用量		プライマー使用量		軽油使用量		ガソリン使用量		費用の内訳	
	①JIS R 3301 1号のみ ②専用のみ ③JIS R 3301 1号・専用共		(kg/1000m) (実数入力)		(kg/1000m) (実数入力)		(kg/1000m) (実数入力)		(l/1000m) (実数入力)		(l/1000m) (実数入力)		①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ	

- (注) 1. J 2条件で①を選択した場合は、J 4条件で④～⑧を選択することが出来ない。
2. J 8条件で①を選択した場合は、J 10条件を入力する必要はない。
3. J 8条件で②を選択した場合は、J 9条件を入力する必要はない。

表4.1 規格・仕様区分

規格・仕様	入力番号	
実線	15cm	①
	20cm	②
	30cm	③
	45cm	④
ゼブラ	15cm	⑤
	20cm	⑥
	30cm	⑦
	45cm	⑧

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-14



(2) 高視認性区画線消去(削取り式)

施工歩掛コード	SWB821320				施工単位	m		
施工区分	入力条件							
	J 1		J 2		J 3		J 4	
各種	夜間作業の有無		豪雪補正の有無		時間的制約の有無		費用の内訳	
	①有り	②無し	①有り	②無し	①著しく有り	②有り	③無し	①全ての費用 ②機械費、 労務費のみ ③材料費のみ

(注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長で入力する。
2. 本コードは、排水性舗装、コンクリート舗装の上に施工された区画線には適用出来ない。

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-15



3 排水構造物工

1. 適用範囲

本資料は、標準単価方式による排水構造物工に適用する。

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 排水構造物工のうちプレキャスト製品によるU型(落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む)側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用。

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。
 - 2) 地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

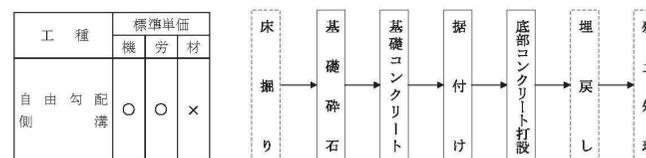
2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 側溝本体、基礎碎石の材料費は含まない。
- 2. 敷モルタルの材料費(材料ロス含む)は含む。
- 3. 据付けに必要なクレーン及びカッタブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、U型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
- 4. 基面整正は含まない。



- (注) 1. 側溝本体、基礎碎石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。
- 2. 据付けに必要なクレーン及びカッタブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、自由勾配側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
- 3. 基面整正は含まない。
- 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。
なお、必要な場合は別途計上する。

平成30年1月4日以降適用

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

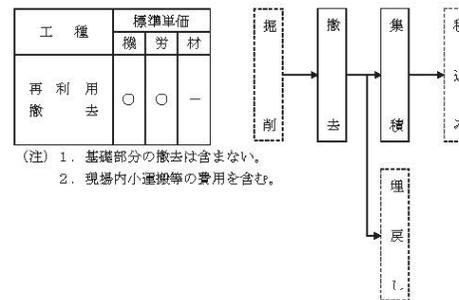
改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-16



工種	標準単価			掛 付 け
	機	労	材	
蓋版	○	○	×	

- (注) 1. 蓋版本体の材料費は含まない。
 2. 鋼製蓋版の場合は、受枠の設置を含む。
 3. 現場内小運搬等の費用を含む。



- (注) 1. 基礎部分の撤去は含まない。
 2. 現場内小運搬等の費用を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様

排水構造物工の標準単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量			
排水構造物工	U型側溝	L=600	60kg/個以下	m	28	
			60を超え300kg/個以下	m	26	
		L=2,000	1,000kg/個以下	m	43	
			1,000を超え2,000kg/個以下	m	29	
	自由勾配側溝	L=2,000	2,000を超え2,900kg/個以下	m	23	
			1,000kg/個以下	m	27	
		蓋版	コンクリート・鋼製	40kg/枚以下	枚	200
				40を超え170kg/枚以下	枚	120

- (注) 鋼製蓋版については、受枠の質量を含めた1枚当り質量とする。

平成30年1月4日以降適用

7-16

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-17



2-3 補正係数
(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規格・仕様	記号	適用基準	備考
L=1,000を使用する場合	K ₁	使用する側溝本体の長さ(L)が1,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
法面小段面	K ₂	法面小段面における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
法面縦排水	K ₃	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
基礎碎石を施工しない場合	K ₄	基礎碎石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
再利用撤去	K ₅	再利用を目的とした側溝本体及び蓋板本体の撤去作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

規格・仕様	記号	U型側溝	自由勾配側溝	蓋版
L=1,000を使用する場合	K ₁	1.17	-	-
法面小段面	K ₂	1.21	-	1.00
法面縦排水	K ₃	1.38	-	-
基礎碎石を施工しない場合	K ₄	0.87	0.87	-
再利用撤去	K ₅	0.51	-	0.62

(注) L=1,000を使用する場合の補正係数(K₁)が補正の対象としているのはU型L=2,000であり、個当り質量を2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

平成30年1月4日以降適用

7-17

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁	改定前	改定後(平成30年1月30日以降適用)
7-18		<p>2-4 直接工事費の算出 [設置] 直接工事費=(設計単価(注1)×設計数量)+材料費(注2又は注3) (注1) 設計単価=標準単価×(K₁×K₂×……×K_n) (注2) 材 料 費=側溝材料単価×設計数量+基礎碎石材料単価×設計数量×1.20(ロス分) +コンクリート材料単価×設計数量×1.06(ロス分) (注3) 材 料 費=蓋版材料単価×設計数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 標準単価には、側溝本体、蓋版、基礎碎石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。 (2) 側溝、蓋版の設置、再利用撤去における施工方法(機械・人力)は問わない。 (3) 移設時の設置工事にも適用出来る。 (4) 敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用出来る。 (5) 鋼製蓋版は受枠の有無にかかわらず適用出来る。</p>



新規追加

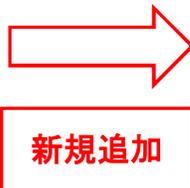
平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-19



4. 施工単価入力基準表

(1) U型側溝

施工歩掛コード	SWB821410		施工単位	m		
施工区分	入力条件					
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
各種	作業区分	L=1,000mmの 使用の有 無	夜間作業の 使用の有 無	U型側溝の 種類	U型側溝の 規格	U型側溝の 規格・仕様
	①据付け ②再利用撤去 ③再利用撤去・据付け	①無し ②有り	①有り ②無し	(表4.3)	(表4.3)	(表4.1)

J 7	J 8	J 9	J 10	J 11	J 12
U型側溝の 質量	時間的制約の 有 無	施工箇所にお ける補正	基礎碎石 施工の有 無	基礎碎石の 種類	基礎碎石 設計数量
(表4.1)	①著しく有り ②有り ③無し	①無し ②小段面部 ③縦排水部	①有り ②無し	(表4.2)	(m3/10m) (実数入力)

- (注) 1. J 1条件において②・③を選択した場合、U型側溝の単価登録をする必要はない。
 2. J 1条件において②を選択した場合、J 10条件は選択する必要はない。
 3. J 2条件において②を選択した場合、各々の個当り質量を2mに換算し、表4.1の②～⑤に適合する規格・仕様を選択するため、J 4条件は②を選択し、J 7条件は②～⑤を選択すること。
 4. J 4条件において④を選択した場合、側溝単価(Y-2910007)[円/個]を単価登録すること。
 5. J 10条件において①を選択した場合のみ、J 11・J 12条件を選択すること。
 6. J 11条件において②を選択した場合、碎石単価(Y-2910008)[円/㎡]を単価登録すること。
 7. 基礎碎石の材料使用量の補正を含む。
 8. U型側溝材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。

表4.1 規格・仕様

規格	質量	入力番号
L=600mm	60kg/個以下	①
	60を超え300kg/個以下	②
L=2,000mm	1,000kg/個以下	③
	1,000を超え2,000kg/個以下	④
	2,000を超え2,900kg/個以下	⑤

平成30年1月4日以降適用

7-19

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-20



表4.2 基礎碎石の種類

種類	入力番号
クラッシュラン 40~0	①
" 30~0	②
" 20~0	③
再生クラッシュラン 80~0	④
" 40~0	⑤
Y-2910008(各種)	⑥

表4.3 U型側溝の種類

種類	入力番号
240 240×240×600	①
300 A 300×240×600	②
300 B 300×300×600	③
300 C 300×360×600	④
360 A 360×300×600	⑤
360 B 360×360×600	⑥
450 450×450×600	⑦
600 600×600×600	⑧
250 250×250×2000	⑨
300 A 300×300×2000	⑩
300 B 300×400×2000	⑪
300 C 300×500×2000	⑫
400 A 400×400×2000	⑬
400 B 400×500×2000	⑭
500 A 500×500×2000	⑮
500 B 500×600×2000	⑯
250 250×250×2000	⑰
300 A 300×300×2000	⑱
300 B 300×400×2000	⑲
300 C 300×500×2000	⑳
400 A 400×400×2000	㉑
400 B 400×500×2000	㉒
500 A 500×500×2000	㉓
500 B 500×600×2000	㉔
Y-2910007(各種)	㉕

平成30年1月4日以降適用

7-20

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-21



(2) 自由勾配側溝

施工歩掛コード	SWB821420		施工単位	m								
施工区分	入力条件											
	J 1		J 2		J 3		J 4		J 5		J 6	
各種	夜間作業の有 無		規格・仕様区分		時間的制約の有 無		基礎コンクリートの種類		基礎コンクリート設計数量		基礎砕石施工の有 無	
	①有り ②無し		(表4.4)		①著しく有り ②有り ③無し		(表4.5)		(m3/10m) (実数入力)		①有り ②無し	

J 7	J 8	J 9	J 10
基礎砕石の種類 (表4.2)	基礎砕石設計数量 (m3/10m) (実数入力)	底部コンクリートの種類 (表4.5)	底部コンクリート設計数量 (m3/10m) (実数入力)

- (注) 1. 側溝単価 (Y-2910012) [円/個] を単価登録すること。
 2. J 1 条件において①を選択した場合、生コンクリート夜間割増額 (Y-2910013) [円/㎡] を単価登録すること。
 3. J 4 条件において②を選択した場合、生コンクリート単価 (Y-2910010) [円/㎡] を単価登録すること。
 4. J 6 条件において①を選択した場合のみ、J 7・J 8 条件を入力すること。
 5. J 7 条件において②を選択した場合、砕石単価 (Y-2910009) [円/㎡] を単価登録すること。
 6. J 9 条件において③を選択した場合、生コンクリート単価 (Y-2910011) [円/㎡] を単価登録すること。
 7. J 1 条件において①を選択した場合、生コンクリート夜間割増額 (Y-2910014) [円/㎡] を単価登録すること。
 8. 基礎コンクリート、基礎砕石及び底部コンクリートの材料使用量の補正を含む。
 9. 自由勾配側溝材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。

表4.4 規格・仕様

規格	質量	入力番号
L=2,000mm	1,000kg/個以下	①
	1,000を超え2,000kg/個以下	②
	2,000を超え2,900kg/個以下	③

表4.5 基礎及び底部コンクリートの種類

種類	入力番号
18-8-40 (普通)	①
" (高炉)	②
基礎 Y-2910010 (各種)	③
底部 Y-2910011 (各種)	④

平成30年1月4日以降適用

7-21

平成29年度(1月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕 市版(運用歩掛) 改定対照表

頁

改定前

改定後(平成30年1月30日以降適用)

7-22



(3) 蓋版

施工歩掛コード	SWE821430		施工単位	枚			
施工区分	入力条件						
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各種	作業区分	夜間作業の有 無	蓋版の種類 (表4.6)	蓋版の規格 (表4.6)	規格・仕様区分 (表4.7)	時間的制約の有 無	施工箇所における補正
	①据付け ②再利用撤去 ③再利用撤去・据付け	①有り ②無し				①著しく有り ②有り ③無し	①無し ②小段面部

- (注) 1. J 1条件において②・③を選択した場合、蓋版の単価登録をする必要はない。
 2. J 3条件において⑥を選択した場合、側溝蓋単価(Y-2910015) [円/枚]を単価登録すること。
 3. J 3条件において⑦を選択した場合のみ、J 5条件を選択すること。
 4. 蓋版材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。

表4.6 蓋版の種類

種類	入力番号
240 33×4.5×60	①
鉄筋コンクリートU型1種	②
360 46×6.5×60	③
JIS A 5372 450 56×7×60	④
600 74×7.5×60	⑤
210 33×10×60	⑥
鉄筋コンクリートU型2種	⑦
360 46×10×60	⑧
JIS A 5372 450 56×12×60	⑨
600 74×15×60	⑩
道路用鉄筋コンクリート側溝1種	⑪
250 36.2×9×50	⑫
300 41.2×9.5×50	⑬
400 51.2×11×50	⑭
JIS A 5372 500 62.2×12.5×50	⑮
道路用鉄筋コンクリート側溝3種	⑯
250 36.2×9×50	⑰
300 41.2×9.5×50	⑱
400 51.2×11×50	⑲
JIS A 5372 500 62.2×12.5×50	⑳
Y-2910015(各種)	㉑

表4.7 規格・仕様

規格	質量	入力番号
コンクリート	40kg/枚以下	①
鋼製	40を超え170kg/枚以下	②

平成30年1月4日以降適用

7-22